

「持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）  
の場において行われる立木取引について

令和7年 月 日

一般社団法人  
国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会  
会長

一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会が運営する「持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場において行われる立木取引においては、下記の立木売買契約を使用して、立木売買契約が行われるものとする。

記

## 立木売買契約

売渡人           を甲とし、買受人           を乙とし、一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会を丙とし、甲乙丙間で次のとおり、丙が運営する立木取引システム（以下「本立木取引システム」という。）の規律に従って立木を売買する契約（以下「本売買契約」という。）を締結する。

### （売買）

第1条 甲は末尾記載の山林（以下「本件山林」という。）上の末尾記載の立木（以下「本件物件」という。）を乙に売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

### （再造林）

第2条 甲は本件物件の伐採が終了した日を含む年度（毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とする。）の翌年度初日から起算して2年以内に、本件山林において人工造林（以下「再造林」という。）を行うことを約する。なお、甲の責めに帰することができない事由により再造林を行うことができないときはこの限りでない。

2 甲は、別紙に従い、再造林を実施しなければならない。

### （代金）

第3条 本件物件の売買代金は、本件山林に再造林を行うための費用を含む金円（消費税を含む。）とする。

### （代金の支払）

第4条 乙は、前条の売買代金を、       年       月       日までに、甲に支払わなければならない。

2 乙は、本件物件の引渡し（第5条第2項又は第3項による引渡しを含む。第6条以降において同じ。）を受けたにもかかわらず、前項の支払期限までに甲に売買代金の全部又は一部を支払わないときは、その未払分に対し支払期限の翌日から支払の日までの日数につき年14.60パーセントの割合で計算した金額を延滞金として、甲に支払わなければならない。

### （本件物件の所有権の移転及び引渡し）

第5条 本件物件の所有権は、乙の甲に対する第3条の売買代金の全額の支払があったときに甲から乙に移転し、甲は、乙から売買代金の全額の支払いを

受けるのと引き換えに、本件物件を、乙の立会いの上、本件物件の所在場所において乙に引き渡すものとする。

- 2 前項の場合において、乙が立ち会わず、又は、立ち会うことができないときは、甲が本件物件の引渡しのお知らせをしたことによって、本件物件の引渡しをしたものとみなす。
- 3 立会いによる引渡しをしないことに甲乙が同意するときは、前2項の規定にかかわらず、売買代金の全額の支払のあったときに、本件物件の引渡しがあったものとみなす。

#### (引渡受領書の提出)

第6条 乙は、本件物件の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

#### (根株の所属)

第7条 本件物件には根株を含まないものとする。

#### (本件物件の伐採及び搬出義務)

第8条 乙は、自らの費用負担において、本件物件の伐採を行ったうえで、本件物件を、第5条の引渡し日から\_\_\_\_日間の搬出期間内に本件山林（分収林の立木竹の売買における分収造林地を含む。）外に搬出しなければならない。

#### (搬出期間の延長)

第9条 乙は、やむを得ない事由により前条で定めた搬出期間内に本件物件を搬出できないときは、その満了前に甲に対し事由を付して搬出期間の延長を申請することができる。ただし、災害その他特別の事由により搬出期間の満了前に延期の申請をすることができない場合は、搬出期間の経過後においても申請することができる。搬出期間は、甲が乙の申請を承認することによって延長されるものとする。

- 2 前項の搬出期間の延長は、延期が数回にわたる場合であっても、前条で定めた搬出期間と延長された期間の合計が、前条で定めた搬出期間の2倍の長さの期間を超えることができない。

#### (搬出延期料)

第10条 甲は、前条の規定により搬出期間の延長を承認する場合には、その承認前に、当該延長期間に対し1日につき売買代金の10,000分の1に相当する金額を搬出延期料として乙から徴収する。

(搬出期間延長の特例)

第11条 甲は、甲の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、第9条第2項に定める延長の範囲を超えて、かつ前条に定める搬出延期料の支払いなく、搬出期間を延長することができる。

(搬出期間の特殊計算)

第12条 天災その他不可抗力により本件物件を搬出することができない期間は、乙が速やかにその事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しない。

(伐採着手・終了と搬出済の通知)

第13条 乙は、本件物件の伐採を始めるとき、伐採を終えたとき、及び搬出を終えたときは、遅滞なくその旨を甲及び丙に通知しなければならない。

(搬出未済物件の処置)

第14条 次の各号の一に該当する時点において、本件山林から搬出未済の本件物件が存在する場合、当該本件物件の所有権は当該時点において当然に甲に移転する。この場合、乙は、甲に対して売買代金の返還その他何らの請求もすることができない。なお、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(1) 前条のうち、搬出終了の届出があったとき。

(2) 搬出期間が満了したとき。

(伐採跡地検査の立会)

第15条 乙は、甲から伐採跡地検査の立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(危険負担)

第16条 本売買契約の締結時から本件物件の引渡しの日までの間に本件物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、本売買契約の履行が不可能となったときは、甲又は乙は相手方及び丙に対して書面により通知して、本売買契約を解除することができる。また、乙は、本売買契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第17条 乙は、本件物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであつても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(使用状況の報告)

第18条 売買目的の指定がある本件物件について、甲は、乙に対し、本件物件の使用状況の報告を求めることができる。

(搬出未済物件の譲渡)

第19条 乙は、本件物件の引渡しを受けた後に限り、本件山林からの搬出未済の本件物件を第三者に譲渡することができる。乙は、本件山林からの搬出未済の本件物件を第三者（本条において、「当該第三者」という。）に譲渡しようとするときは、当該物件について乙が甲に対して本売買契約に基づいて有する権利義務（本件物件を伐採し搬出する義務及びこれらのために本件山林に立ち入る権利を含む。）を当該第三者が承継する旨を記載した書面を、当該第三者と連署して甲に届け出なければならない。この場合において、乙は、当該第三者と連帯して本売買契約に定める義務を負うものとする。

2 前項の届出がないときは、乙は、前項の物件の譲渡をもつて、甲に対抗することができない。

(契約の解除)

第20条 甲又は乙は、次の各号の一に該当する場合に限り、契約相手方である甲又は乙及び丙に対して書面により通知して、本売買契約を解除することができる。

- (1) 契約相手方である甲又は乙が、第4条ないし第5条に定める義務を履行しないとき。
- (2) 契約相手方である甲又は乙が前号に定めるほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (3) 契約相手方である甲又は乙（甲又は乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（甲又は乙が個人である場合にはその者、甲又は乙が法人又は団体である場合には主要な出資者、代表者、役員、従業員、その他経営に実質的に関与している者

をいう。以下この号において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) 契約相手方である甲又は乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
- イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ニ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
  - ホ その他前各号に準ずる行為

(契約解除による本件物件の所有権移転及び売買代金の返還等)

第21条 甲又は乙が前条の規定により本売買契約を解除した場合、解除に伴う本件物件の所有権の移転及び売買代金の返還等の処理は、解除の時期に応じて、以下の各号の定めに従うものとする。

- (1) 第5条による本件物件の所有権移転後、第8条に定める乙による本件物件の伐採開始前における解除の場合

本件物件の所有権は解除に伴い乙から甲に移転し、甲は、第3条に定める本件物件の代金相当額を乙に返還するものとする。

- (2) 乙による本件物件の伐採開始以降における解除の場合

本件物件(伐採木を含む。以下、本項において同じ。)のうち伐採が未済の物件及び本件山林外への搬出が未済の伐採木(以下「搬出未済物件」という。)の所有権は解除に伴い乙から甲に移転し、本件物件のうち搬出が完了した伐採木(以下「搬出済物件」という。)の所

有権は、解除に伴い移転しないものとする。甲は、乙に対し、第3条に定める代金のうち、搬出未済物件に係る代金相当額を返還するものとする。

- 2 前項第2号の規定により甲から乙に代金相当額を返還する場合は、甲はその代金相当額の算定に必要な調査を行うものとし、解除原因を生じた甲又は乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。
- 3 第1項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。第25条の規定により甲から乙に返還されるべき金額についても同様とする。

(契約解除による違約金)

第22条 甲又は乙が第20条の規定により本売買契約を解除した場合、解除権を行使された甲又は乙は、解除権を行使した甲又は乙に対し、本件物件のうち前条に基づき解除に伴い乙から甲へ所有権が移転する部分に係る売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、解除権を行使した甲又は乙の指定する相当な期限までに支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償の請求)

第23条 第20条の規定により解除権を行使した甲又は乙は、契約解除により前条の違約金の額を超過する損害（乙が解除権を行使した場合であって、第21条第1項第2号が適用されるときは、搬出未済物件につき乙が支出した伐採費用を含む。）が生じたときは、解除権行使の相手方である甲又は乙に対し、その超過額を損害賠償請求することができる。

- 2 甲又は乙は、第20条の規定により本売買契約を解除した場合、これにより解除権行使の相手方である甲又は乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償する義務を負わないものとする。

(特殊な事由による契約の解除)

第24条 甲又は乙は、法令の規定により本売買契約を履行することができない場合は、契約相手方である甲又は乙及び丙に対して書面により通知して、契約の解除をすることができる。

- 2 前項の場合には、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその損害の賠償を請求することができない。

(特殊な事由による契約の解除の場合の売買代金の返還等)

第25条 甲又は乙が前条第1項の規定により本売買契約を解除した場合、本件物件の所有権の帰属は、第21条第1項各号の規定に従うものとし、甲は、

乙に対し、契約の解除により甲に所有権が帰属した本件物件の代金相当額を返還するものとする。

(作業の中止命令)

第26条 法令の規定により本売買契約を履行することができないときは、甲は、乙に対し、本件物件の伐採、加工、搬出その他の作業の中止を命ずることができる。乙に法令又は本売買契約に違反する行為があると甲が認める場合も同様とする。

2 前項の場合には、乙は、作業の中止により生じた損害の賠償を甲に請求することはできないものとする。

(施設の設置)

第27条 乙は、本件物件の伐採、加工、搬出等のため甲の所有地内に施設を設置する必要があるときは、甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙が設置した甲の所有地内の施設は、その使用を終わり又は本売買契約の解除その他の事由によりその使用が必要なくなったときは、乙は、甲の指定する合理的な期間内に収去し、施設を設置した敷地部分を原状に回復させなければならない。ただし、本売買契約において特別の定めをしたとき、又は甲の承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、前項の規定に違反してその義務を怠ったことにより甲に生じた損害について、甲の請求に従い賠償しなければならない。

4 第2項の指定期間内に収去の終わらない施設の所有権は、指定期間満了の時点で甲に移転する。

(林野保全等の措置)

第28条 乙は、本件物件の伐採、加工、搬出その他の作業の実行に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 甲は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができる。

(物件外樹木の損傷等の届出)

第29条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、甲に書面で届け出なければならない。

(1) 本件物件以外の樹木を損傷したとき。

(2) 本件物件の根株を損じたとき。

(3) 本件物件の伐採、加工、搬出その他の作業の実行に伴って、第三者に損

害を与えたとき。

(物件外立木の無断伐採の賠償金)

第30条 乙、買受に伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（当該作業が数次の請負契約又は委託契約によって行われるときは、後次のすべての請負人又は受託者を含む。）が甲の承諾を得ないで、甲の所有地内の本件物件以外の立木を伐採したときは、乙は、当該立木の価額のほか、当該立木の価額の2倍に相当する金額を賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の当該立木の価額は、甲が定める基準により算定するものとする。

(延滞金)

第31条 乙は、乙から甲に支払うべき債務について甲乙で合意した支払期限までに支払わないときは、当該未払金に対し、支払期限の翌日から支払の日までの日数につき、年14.60パーセントの割合で算定した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第32条 本売買契約に関して当事者間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(労働安全衛生)

第33条 乙は、本件物件の伐採、加工、搬出その他の作業の実行に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(乙の支払方法)

第34条 乙の本売買契約の規定による甲に対する金銭の支払いは、次のとおり、銀行振込の方法によって行う。

<第3条の売買代金>

金融機関名

種別等

口座名義人 甲

(再造林費用相当額の信託)

第35条 甲は、前条の甲名義口座へ振り込まれた売買代金のうち、第2条の再造林を行うために必要となる費用相当額を、甲を委託者兼受益者、●●●

- (以下「受託者」という。)を受託者、丙を信託財産からの払出に関する指示者とする信託契約(特約付合同運用指定金銭信託)(以下「本信託契約」という。)に基づき信託する。再造林を行うために必要となる費用相当額は、丙が定める基準に従い算定する。
- 2 本信託契約の信託金は、丙の指示に従い、第2条の再造林を行うための費用として、受託者から受益者たる甲(本件山林の譲渡や相続等により、本売買契約上の地位及び権利義務を甲から承継した者を含む。以下本条、第36条及び第37条において同じ。)に対して交付される。ただし、本売買契約に基づき丙が甲に代わって再造林を実施する場合には、丙の指示に従い、受託者から丙に対して交付される。
- 3 本件山林に対する担保権が実行された場合等、理由の如何を問わず、甲又は丙のいずれによっても本件山林において第2条の再造林が実施されないこととなった場合、本信託契約は終了し、信託終了時点に残存する信託金は、丙の指示に従い、本信託契約の委託者である甲に対して交付される。
- 4 前3項に定めるほか、本信託契約の具体的な内容は本信託契約の規定による。

(第2条の期限後の丙の再造林資金の代理受領と再造林の実施の特則)

- 第36条 甲は、本売買契約をもって、丙に対し、甲が第2条に定められた期限(ただし、甲が第2条に定める期限の1か月前までに丙と再造林を行う期限を延長する合意をした場合には、当該合意した期限を指す。以下同じ。)及び方法に従って甲が実施することを約した再造林を行わないとき、丙が甲を代理して、受託者から本信託契約の信託金の交付を受けて、丙が自ら選定した施業者(森林組合等)に委託して再造林を行うことができる権限を与える。受託者から甲に対して信託金の全部又は一部が既に交付されている場合、甲は、丙に対して、受領した信託金から第2条の定めに従い再造林のために支出した費用を控除した金額を、丙に対して支払わなければならない。
- 2 丙が前項の再造林を行うときには、甲に対し、再造林を行う\_\_\_\_日前に通知を行うものとする。

(再造林期限経過前の信託契約解約等に伴う特則)

- 第37条 第2条に定められた期限の経過前に、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、甲が、受託者から本信託契約の解約等による信託金の交付を受けるものとする。
- (1) 本信託契約に定める事由により、本信託契約が終了したとき

- (2) 本売買契約が解除されたことにより、本信託契約が終了したとき
- (3) 甲について破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、若しくは会社更生手続開始決定がなされた、又は甲が支払停止になり、本信託契約が終了したとき
- (4) 甲が再造林を完了し、本信託契約が終了したとき

(本件山林の譲渡に伴う甲の本売買契約上の地位等の移転)

第38条 甲は、本件山林を譲渡する場合、甲の再造林履行義務を含む甲の本売買契約上の地位及び権利義務並びに本信託契約上の地位及び権利義務を、本件山林の譲受人に承継させなければならない。また、甲は、本件山林を譲渡すること並びに本売買契約上の地位及び権利義務並びに本信託契約上の地位及び権利義務が譲受人に移転することにつき、あらかじめ丙の承諾を得なければならない。

- 2 前項の場合、乙は、甲から本件山林の譲受人に対して本売買契約上の地位及び権利義務及び本信託契約上の地位及び権利義務が移転することにつき、あらかじめ承諾する。
- 3 第1項に定める本信託契約の地位及び権利義務の承継にかかる手続きについては、本信託契約の規定による。

(甲の相続開始に伴う本売買契約上の地位等の移転)

第39条 甲の相続が開始したとき、甲の再造林履行義務を含む甲の本売買契約上の地位及び権利義務並びに本信託契約上の地位及び権利義務は、甲の相続開始によって本件山林（甲が本件山林の所有者ではない場合における、本件山林において人工造林をする権利を含む。以下同じ。）を取得した者が承継するものとし、甲又は甲の相続人は、本件山林の取得者に本売買契約上の地位及び権利義務並びに本信託契約上の地位及び権利義務を承継させなければならない。

- 2 前項に定める本信託契約の地位及び権利義務の承継にかかる手続きについては、本信託契約の規定による。

(その他)

第40条 本売買契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

本立木取引システムを利用した立木売買契約を証するため、本書3通を作成し

各自自書署名又は記名捺印の上各その一通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)

## 記

売買立木の表示

〈立木が所在する山林〉

県 市 町 番地  
山林 平方メートル (ただし実測は 平方メートル、図上面積 平方  
メートル)

### 1 立木

上記山林上の以下の立木

樹種

材積 立方メートル

本数 本

林齢 年

樹種

材積 立方メートル

本数 本

林齢 年